

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(1/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘要
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	
(通則) 第1条 ○○ダムの操作については、この規則の定めるところによる。	(通則) 第1条 鹿野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。	(通則) 第1条 鹿野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。	
(ダムの用途) 第2条 ○○ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電をその用途とする。	(ダムの用途) 第2条 鹿野川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。	(ダムの用途) 第2条 鹿野川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。	
第2章 貯水池の水位等	第2章 貯水池の水位等	第2章 貯水池の水位等	
(洪水) 第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。	(洪水) 第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。	(洪水) 第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒1,000立方メートル以上である場合における当該流水とする。	洪水量を1,000m ³ /sに変更
(洪水期及び非洪水期) 第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。 一 洪水期 6月20日から10月31日までの期間 二 非洪水期 11月1日から翌年6月19日までの期間	(洪水期及び非洪水期) 第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間	(洪水期及び非洪水期) 第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間	
(水位) 第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。	(水位) 第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。	(水位) 第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。	
(常時満水位) 第6条 貯水池の常時満水位は、標高515.0メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。	(平常時最高貯水位) 第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高86.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。	(平常時最高貯水位) 第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高86.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。	[第17条：洪水調節] [第19条：洪水に達しない流水の調節]

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(2/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(サーチャージ水位)</p> <p>第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 566.5メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。</p>	<p>(洪水時最高水位)</p> <p>第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高 89.0メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には水位をこれより上昇させてはならない。</p>	<p>(洪水時最高水位)</p> <p>第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高 89.0メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には水位をこれより上昇させてはならない。</p>	<p>[第17条：洪水調節] [第19条：洪水に達しない流水の調節]</p>
<p>(制限水位)</p> <p>第8条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高 500.0メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p><u>ただし、〇〇ダム管理所長(以下「所長」という。)</u>は、第13条第1項に規定する洪水警戒体制にない場合において、河川環境の保全を図る必要があると認めるときは、標高 501.0メートルを限度として、制限水位以上に水位を上昇させることができる。</p>	<p>(洪水貯留準備水位)</p> <p>第8条 洪水期における貯水池の最高水位(以下「洪水貯留準備水位」という。)は、標高 80.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。</p>	<p>(洪水貯留準備水位)</p> <p>第8条 洪水期における貯水池の最高水位(以下「洪水貯留準備水位」という。)は、標高 80.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。</p>	<p>[第17条：洪水調節] [第19条：洪水に達しない流水の調節]</p>
	<p>(最低水位)</p> <p>第9条 貯水池の最低水位は、標高 66.5メートルとする。</p>	<p>(最低水位)</p> <p>第9条 貯水池の最低水位は、標高 66.5メートルとする。</p>	
	<p>(予備放流水位)</p> <p>第10条 予備放流水位は、標高 76.3メートルとする。</p>	<p>(予備放流水位)</p> <p>第10条 予備放流水位は、標高 76.3メートルとする。</p>	

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(3/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘 要
<p>第 3 章 貯水池の用途別利用</p>	<p>第 3 章 貯水池の用途別利用</p>	<p>第 3 章 貯水池の用途別利用</p>	
<p>(洪水調節等のための利用) 第 9 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 500.0 メートルから標高 566.5 メートルまでの容量 15,000,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 515.0 メートルから標高 566.5 メートルまでの容量 3,500,000 立方メートルを利用して行うものとする。</p>	<p>(洪水調節等のための利用) 第 11 条 洪水調節は、標高 76.3 メートルから標高 89.0 メートルまでの容量 23,900,000 立方メートルを利用して行うものとする。 2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 80.0 メートルから標高 89.0 メートルまでの容量 18,100,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 86.0 メートルから標高 89.0 メートルまでの容量 6,500,000 立方メートルを利用して行うものとする。</p>	<p>(洪水調節等のための利用) 第 11 条 洪水調節は、標高 76.3 メートルから標高 89.0 メートルまでの容量 23,900,000 立方メートルを利用して行うものとする。 2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 80.0 メートルから標高 89.0 メートルまでの容量 18,100,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 86.0 メートルから標高 89.0 メートルまでの容量 6,500,000 立方メートルを利用して行うものとする。</p>	
<p>(流水の正常な機能の維持のための利用) 第 10 条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 485.0 メートルから標高 500.0 メートルまでの容量 5,000,000 立方メートルのうち最大 1,500,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 485.0 メートルから標高 515.0 メートルまでの容量 16,500,000 のうち最大 7,500,000 立方メートルを利用して行うものとする。</p>	<p>(流水の正常な機能の維持のための利用) 第 12 条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 66.5 メートルから標高 80.0 メートルまでの容量 18,100,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 66.5 メートルから標高 86.0 メートルまでの容量 29,700,000 立方メートルを利用して行うものとする。</p>	<p>(流水の正常な機能の維持のための利用) 第 12 条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 66.5 メートルから標高 80.0 メートルまでの容量 18,100,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 66.5 メートルから標高 86.0 メートルまでの容量 29,700,000 立方メートルを利用して行うものとする。</p>	
<p>(水道用水の供給のための利用) 第 11 条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高 485.0 メートルから標高 500.0 メートルまでの容量 5,000,000 立方メートルのうち最大 3,500,000 立方メートル、非洪水期あつては、標高 485.0 メートルから標高 515.0 メートルまでの容量 16,500,000 のうち最大 9,000,000 立方メートルを利用して行うものとする。</p>			

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(4/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2.4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(発電のための利用)</p> <p>第12条 発電は、洪水期にあつては、標高485.0メートルから標高500.0メートルまでの容量5,000,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高485.0メートルから標高515.0メートルまでの容量16,500,000を利用して行うものとする。</p> <p>ただし、発電は第9条から第11条までの規定による利用に支障を与えないよう行うものとする。</p>	<p>(発電のための利用)</p> <p>第13条 発電は、第11条及び第12条の規定による利用に支障を与えない範囲で、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条第1項の各号及び第25条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。</p>	<p>(発電のための利用)</p> <p>第13条 発電は、第11条及び第12条の規定による利用に支障を与えない範囲で、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条第1項の各号及び第25条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。</p>	<p>[第11条：洪水調節等のための利用]</p> <p>[第12条：流水の正常な機能の維持のための利用]</p> <p>[第16条：予備放流]</p> <p>[第17条：洪水調節]</p> <p>[第18条：洪水調節等の後における水位の低下]</p> <p>[第19条：洪水に達しない流水の調節]</p> <p>[第22条：貯留された流水を放流することができる場合]</p> <p>[第25条：流水の正常な機能の維持のための放流]</p>
<p>第4章 洪水調節等</p>	<p>第4章 洪水調節等</p>	<p>第4章 洪水調節等</p>	
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第13条 所長は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。</p> <p>一 ○○地方気象台から○○地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。</p> <p>二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。</p> <p>2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第14条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。</p> <p>一 松山地方気象台から南予北部において、降雨に関する注意報、警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。</p> <p>二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。</p> <p>2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第14条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。</p> <p>一 松山地方気象台から南予北部において、降雨に関する注意報、警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。</p> <p>二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。</p> <p>2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。</p>	<p>[第19条：洪水に達しない流水の調節]</p>

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(5/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘 要
<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第 14 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。 三 <u>洪水期にあって水位が制限水位を超えているときは、水位を速やかに制限水位まで低下させること。</u> 	<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第 15 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。 	<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第 15 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。 	<p>体制発令後は、関係機関との連絡、気象・水象の観測情報収集、予備発電機の試運転のほか、通信設備、電気設備等の保守、点検、整備等を行なう。</p>
	<p>(予備放流)</p> <p>第 16 条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒 600 立方メートルを限度として放流を行うものとする。</p>	<p>(予備放流)</p> <p>第 16 条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒 1,000 立方メートルを限度として放流を行うものとする。</p>	<p>予備放流の最大放流量は洪水量(1,000m³/s)とした。</p>

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(6/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(洪水調節)</p> <p>第 15 条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。</p> <p>一 流入量が、毎秒 300 立方メートルから毎秒 4,300 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒{(流入量-300)×0.45+300}立方メートルの水量を放流すること。</p> <p>二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めた時以後は、毎秒{(前号の方法による操作中における最大流入量-300)×0.45+300}立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。</p> <p>三 前号の方法による操作の後、流入量が第 1 号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前 2 号に規定する方法により放流すること。</p> <p>四 第 16 条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 300 立方メートルを下まわるまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒{(当該放流量-300)×1/0.45+300}立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。</p> <p>五 流入量が、前号に規定する毎秒{(当該放流量-300)×1/0.45+300}立方メートルを超えたとき以後は、前 4 号に定める方法により放流すること。</p> <p>六 流入量が毎秒 4,300 立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒 2,100 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 2,100 立方メートルの水量を放流すること。</p>	<p>(洪水調節)</p> <p>第 17 条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。</p> <p>一 流入量が毎秒 600 立方メートルを超えた時は、毎秒 600 立方メートルの水量をダムから放流すること。</p> <p>二 前号の方法により放流を行っている場合において、水位が標高 82.0 メートルに等しくなった時に、なお流入量が増加している場合は、すみやかに毎秒 1,150 立方メートルの水量まで放流量を増加すること。ただし、当該時点で流入量が減少している場合は前号の放流量を継続すること。なお、放流量を増加している途中において、流入量が放流量と等しくなったときは、また、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。</p> <p>三 前号本文の方法による操作の後、流入量が最大となる時まで、ゲート等を放流量が毎秒 1,150 立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること。</p> <p>四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。</p> <p>五 前号の方法により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した時以降は、ゲート等を当該時点の開度を保ち放流すること。</p> <p>六 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量の限度の水量と等しくなるまでの間にあっては、流入量に相当する水量を放流すること。</p> <p>七 前号の方法による操作の後、1 号から 6 号に定める方法により放流すること。</p>	<p>(洪水調節)</p> <p>第 17 条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。</p> <p>一 流入量が毎秒 1,000 立方メートルを超え増加し続けているときは、毎秒 1,500 立方メートルの水量を上限として、放流すること。ただし、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。</p> <p>二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。</p> <p>三 前号の方法により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した時以降は、すみやかに毎秒 1,500 立方メートルの水量を上限として放流量を増加すること。ただし、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。</p> <p>四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。</p> <p>五 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量と等しくなるまでの間にあっては、流入量に相当する水量または毎秒 1,500 立方メートルの水量を上限として放流すること。</p> <p>六 前号の方法による操作の後、1 号から 5 号に定める方法により放流すること。</p>	<p>摘要</p>

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(7/12)

操作規則

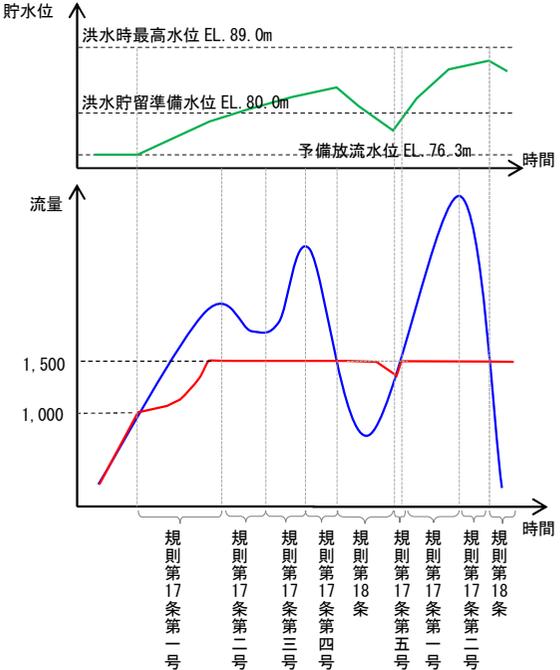
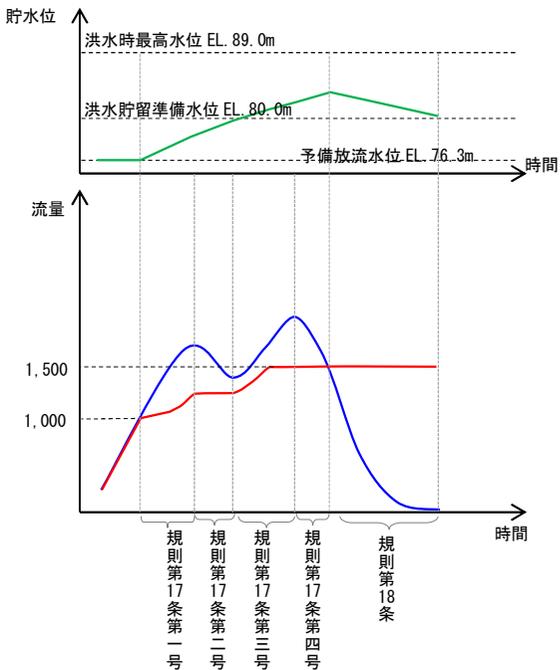
操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘要
	<p>【参考】鹿野川ダム洪水調節模式図(その1)</p>  <p>【参考】鹿野川ダム洪水調節模式図(その2)</p>  <div data-bbox="907 1085 1433 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>水位が低いと放流能力不足でゲートを開けても 1,500m³/s 流せない場合もある</p> </div>		

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(8/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘 要
<p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第 16 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後（以下この条において「洪水調節等の後」という。）において、水位が制限水位又は常時満水位（以下この条において「制限水位等」という。）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 300 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</p> <p>ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。</p> <p><u>2 所長は、洪水調節等の後において、次の各号のいずれにも該当する場合においては、第 8 条のただし書きに規定する標高 501.0 メートルを限度として、制限水位以上に水位を維持することができる。</u></p> <p>一 第 13 条第 1 項に規定する洪水警戒体制にないとき。</p> <p>二 河川環境の保全のため必要があると認めるとき。</p>	<p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第 18 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあつては洪水貯留準備水位、非洪水期にあつては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文第 1 号から第 5 号までに定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 600 立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。なお同条第 4 号の操作の後、水位の低下のため放流を行っている場合にあつては、水位が標高 82.0 メートルを下回った時以降の最大の放流量の限度は、毎秒 600 立方メートルとする。</p> <p>ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。</p>	<p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第 18 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあつては洪水貯留準備水位、非洪水期にあつては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文第一号から第四号に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 1,000 立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。</p> <p>ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。</p>	<p>洪水に達しない流水時の水位低下の最大放流量を 1,000m³/s に変更。</p>
<p>(洪水に達しない流水の調節)</p> <p>第 17 条 所長は、気象、水象、河川環境の保全その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。</p>	<p>(洪水に達しない流水の調節)</p> <p>第 19 条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。</p>	<p>(洪水に達しない流水の調節)</p> <p>第 19 条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。</p>	

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(9/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(洪水警戒体制の解除) 第 18 条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制の解除) 第 20 条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制の解除) 第 20 条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。</p>	
	<p>(水位の上昇) 第 21 条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。</p>	<p>(水位の上昇) 第 21 条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。</p>	
<p>第 5 章 貯留された流水の放流</p>	<p>第 5 章 貯留された流水の放流</p>	<p>第 5 章 貯留された流水の放流</p>	
<p>(貯留された流水を放流することができる場合) 第 19 条 ダムによって貯留された流水は、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 22 条及び第 23 条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。 一 第 4 条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位又は第 8 条のただし書きに規定する標高 501.0 メートルまで低下させるとき。 二 第 27 条第 1 項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。 <u>三 第 8 条のただし書きの規定により上昇させ又は第 16 条第 2 項の規定により維持している水位を、細則で定めるところにより河川環境の保全のためダムから放流するとき。</u> <u>四 第 14 条第 3 号の規定により水位を速やかに制限水位まで低下させるため、細則で定めるところによりダムから放流するとき。</u> 五 前 4 号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 300 立方メートルとする。</p>	<p>(貯留された流水を放流することができる場合) 第 22 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。 一 第 4 条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位まで低下させるとき。 二 第 29 条第 1 項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。 三 前 2 号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 600 立方メートルとする。</p>	<p>(貯留された流水を放流することができる場合) 第 22 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。 一 第 4 条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位まで低下させるとき。 <u>二 第 16 条の規定により予備放流を行うとき。</u> 三 第 29 条第 1 項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。 <u>四 前三号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。</u> 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 1,000 立方メートルとする。</p>	<p>[第 4 条:洪水期及び非洪水期] [第 29 条:計測、点検及び整備]</p>

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(10/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘 要
<p>(放流の原則) 第 20 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。</p>	<p>(放流の原則) 第 23 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。</p>	<p>(放流の原則) 第 23 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。</p>	
<p>(放流量) 第 21 条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、第 15 条、第 16 条、第 19 条第 2 項、第 22 条及び第 23 条に規定する量、その他の場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ〇〇発電所(以下「発電所」という。)の使用水量(毎秒〇〇立方メートル以内)を控除した量を超えてはならない。</p>	<p>(放流量) 第 24 条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。</p>	<p>(放流量) 第 24 条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。</p>	
<p>(流水の正常な機能の維持のための放流) 第 22 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、〇〇地点において毎秒〇〇立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。</p>	<p>(流水の正常な機能の維持のための放流) 第 25 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム直下において、次の各号に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。 一 3月16日から12月15日 毎秒6.0立方メートル 二 12月16日から翌年3月15日 毎秒3.2立方メートル</p>	<p>(流水の正常な機能の維持のための放流) 第 25 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム直下において、次の各号に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。 一 3月16日から12月15日 毎秒6.0立方メートル 二 12月16日から翌年3月15日 毎秒3.2立方メートル</p>	
<p>(水道用水の供給のための放流) 第 23 条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、〇〇地点において毎秒〇〇立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。 ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第 23 条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。</p>			

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(11/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2. 4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘 要
<p>(放流量等の決定)</p> <p>第 24 条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して放流の時期及びダムからの放流量を決定しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、ダムからの放流が第 19 条第 1 項の各号、第 22 条及び第 23 条の規定による放流であるときは、あらかじめ発電所に連絡するものとする。</p>	<p>(放流量等の決定)</p> <p>第 26 条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、放流の時期及び放流量を踏まえ、発電所の使用水量を決定しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の決定をした場合においては、あらかじめ、発電所に連絡するものとする。</p>	<p>(放流量等の決定)</p> <p>第 26 条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、放流の時期及び放流量を踏まえ、発電所の使用水量を決定しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の決定をした場合においては、あらかじめ、発電所に連絡するものとする。</p>	
<p>(放流に関する通知等)</p> <p>第 25 条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。</p>	<p>(放流に関する通知等)</p> <p>第 27 条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。</p>	<p>(放流に関する通知等)</p> <p>第 27 条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。</p>	<p>放流に伴う下流地区の危害を防止するための警報については、河川法第 48 条、同法施行例第 18 条において既に定められており、本条は通知先、通知時期を規定。</p>
<p>(ゲート等の操作)</p> <p>第 26 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。</p>	<p>(ゲート等の操作)</p> <p>第 28 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。</p>	<p>(ゲート等の操作)</p> <p>第 28 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。</p>	
<p>第 6 章 点検・整備等</p>	<p>第 6 章 点検・整備等</p>	<p>第 6 章 点検・整備等</p>	
<p>(計測、点検及び整備)</p> <p>第 27 条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。</p>	<p>(計測、点検及び整備)</p> <p>第 29 条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。</p>	<p>(計測、点検及び整備)</p> <p>第 29 条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。</p>	<p>計測、点検、整備方法は別途に定める。</p>

表 鹿野川ダム操作規則 対比表 【激特事業完了後】(12/12)

操作規則

操作規則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作規則 (R2.4)	鹿野川ダム操作規則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(観測) 第 28 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	<p>(観測) 第 30 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	<p>(観測) 第 30 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	<p>観測方法は別途に定める。 観測に関しては、河川法第 45 条(水位流量等の観測)で規定。</p>
<p>(記録) 第 29 条 所長は、ゲート等を操作し、第 27 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。</p>	<p>(記録) 第 31 条 所長は、ゲート等を操作し、第 29 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。</p>	<p>(記録) 第 31 条 所長は、ゲート等を操作し、第 29 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。</p>	<p>記録に関しては、河川法第 49 条(記録の作成等)で規定。 [第 29 条：計測、点検及び整備]</p>
<p>第 7 章 雑則</p>	<p>第 7 章 雑則</p>	<p>第 7 章 雑則</p>	
<p>(細則) 第 30 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、〇〇地方整備局長が定める。</p>	<p>(細則) 第 32 条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。</p>	<p>(細則) 第 32 条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。</p>	
<p>附則 この規則は、平成 年 月 日から適用する。</p>	<p>附則 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>附則 この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。</p>	